# 省令

**○農林水産省令第二十八号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の十二第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十一号㈢の記中5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。

4　成分及び分量（成分不明のときは、その本質）

5　使用目的

別記様式第二十一号㈢の備考3中「記の4」を「記の6」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。